

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和元年10月31日（木） 号外第 5 3 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 条 例 鳥取県大規模店舗立地誘導条例の一部を改正する条例（21）（住まいまちづくり課）・・・ 3

———公布された条例のあらまし———

◇鳥取県大規模店舗立地誘導条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

農地法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 設置届について定めた規定中引用する農地法の条項を改める。

(2) 施行期日は、令和元年11月1日とする。

条 例

鳥取県大規模店舗立地誘導条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第21号

鳥取県大規模店舗立地誘導条例の一部を改正する条例

鳥取県大規模店舗立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(設置届) 第8条 略 2・3 略 4 設置届は、大規模店舗の設置について次に掲げる確認若しくは許可を受け、又は届出をしなければならないときは、当該確認若しくは許可の申請又は当該届出に先立って行わなければならない。 (1)・(2) 略 (3) 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項若しくは第5条第1項の規定による許可又は同法 <u>第4条第1項第8号</u> 若しくは <u>第5条第1項第7号</u> の規定による届出 (4) 略 5 略	(設置届) 第8条 略 2・3 略 4 設置届は、大規模店舗の設置について次に掲げる確認若しくは許可を受け、又は届出をしなければならないときは、当該確認若しくは許可の申請又は当該届出に先立って行わなければならない。 (1)・(2) 略 (3) 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項若しくは第5条第1項の規定による許可又は同法 <u>第4条第1項第7号</u> 若しくは <u>第5条第1項第6号</u> の規定による届出 (4) 略 5 略

附 則

この条例は、令和元年11月1日から施行する。